# 平成30年度「名桜大学看護学科学生の北部12市町村への

# 貢献を促進するための奨学生|募集要項

本学では、沖縄県北部12市町村(以下、「北部地域」という。)出身の学生を対象として、 北部地域の医療に貢献できる人材を育成すること、そして北部地域の活性化を図ることを目的 に、平成30年度「名桜大学看護学科学生の北部12市町村への貢献を促進するための奨学生」 を募集します。

## I 募集期間

平成30年10月15日(月)~10月31日(水) 書類提出期限は10月31日(水)17:00までとし、学生課窓口へ提出すること。

# Ⅱ 募集対象

平成30年度新入学の看護学科1年次学生で、次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 北部地域の高等学校を卒業した者、住所が北部地域にあり1年以上継続して在住している者、または、保護者の住所が北部地域にあり1年以上継続して在住している者
- (2) 卒業後5年以内に北部12市町村の保健・医療・福祉機関に就職し、3年以上の継続勤務を する者
- (3) 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者

## Ⅲ 奨学金の支給額, 奨学生数

(1) 奨学金の支給額

奨学金は入学金及び諸経費を除く授業料相当額を4年間全額免除する。(奨学生に選考された場合、既に納入された平成30年度授業料は返還する。)

(2) 奨学生数 5人

#### Ⅳ 提出書類、配布期間

- (1) 奨学金申請書
- (2) 調査書(高等学校のもの)【原本】
- (3) 成績証明書(高等学校のもの)【原本】
- (4) 名桜大学1年次前期の成績証明書【原本】
- (5) 住民票の写し又は戸籍謄本【写し】
- (6) 市町村発行の所得証明書(申請者と同一世帯の者全員分) 【写し】
- ※提出書類は名桜大学ホームページからダウンロードを行い、**学生課窓口では配布をしない**。

## V 奨学生の選考

奨学生の選考は、提出書類、入学試験結果、面接等により、選考委員会が行う。

# VI 奨学生の要件

奨学生として選考された者は、次に掲げる全ての要件が課される。

- (1) 4年間で大学を卒業すること、但し、協定校への留学期間は含めない
- (2) 卒業年次、または卒業後1年で看護師国家試験に合格すること

- (3) 卒業後5年以内に北部12市町村の保健・医療・福祉機関に就職し、3年以上の継続勤務 をすること
- (4) (3)の要件を満たすまで毎年、4月中に大学へ在職証明書を提出すること
- (5) 在学1年ごとに学年担当教員と面談を行い、学業成績を報告しなければならない

# WI 奨学生の取消、奨学金の返還、奨学金の制限

(1) 奨学生の取消

次のいずれかに該当する奨学生は、奨学生を取り消す。

- ① 学年で定められた必修科目が1科目でも単位修得ができなかった者
- ② 休学、除籍、退学、転学部・転学科又は懲戒処分を受けた者
- ③ 提出書類等に虚偽の記載をした者
- ④ その他、奨学生として不適当となったとき
- (2) 奨学金の返還

次のいずれかに該当する奨学生は、『名桜大学看護学科学生の北部12市町村への貢献を促進するための奨学金規程』にあるとおり、原則として、一括払いで奨学金を返還しなければならない。

- ① 奨学生の要件を満たさない場合
- ② 奨学生を取り消された場合
- ③ 奨学生を辞退する場合
- (3) 奨学金の制限

奨学生として選考された者は、当該年度の名桜大学奨学金及び名桜大学授業料減免の 対象とはしない。

#### Ⅲ 採用決定の通知

奨学生の選考は、提出書類等に基づき選考委員会が行う。なお、採用結果は、12月初旬までを予定に掲示し、周知を行う。

## 区 誓約書の提出

奨学生として選考された者は、指定された期日(期限厳守)までに誓約書を学生課へ提出 することとする。

#### X 授業料の返還

奨学生として選考された者の、既に納付された平成30年度授業料は奨学生決定後、奨学生本人名義の銀行預金口座に振込むものとする。

## XI 応募書類の提出及び問い合わせ先

名桜大学学生部学生課学生サポート係(多目的ホール2階)

〒905-8585 沖縄県名護市字為又1220-1

TEL: 0980-51-1019 FAX: 0980-51-1124